

第二十二回国参議院外務委員会會議録第十号

昭和三十年六月十四日(火曜日)午前十一時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 石黒 忠篤君
理事 鹿島守之助君
小瀧 彬君
羽生 三七君
苔米地義三君

委員

大谷 贊雄君
草葉 隆園君
梶原 茂嘉君
後藤 文夫君
佐多 忠隆君
曾祿 益君
羽仁 五郎君
野村吉三郎君

政府委員

外務政務次官 岡田 直君
外務大臣官房長 島津 久大君
外務省条約局長 下田 武三君
外務省国際協力局長 河崎 一郎君

説明員

厚生省業務局長 市川可知男君
局麻葉課長 渡辺 信雄君

本日の會議に付した案件
○千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)
○航空業務に関する日本国とカナダと

第四部 外務委員会會議録第十号

の間の協定の締結について承認を求めの件(内閣送付、予備審査)
○船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第八号)の批准について承認を求めの件(内閣送付、予備審査)
○海員の雇入契約に関する条約(第十二号)の批准について承認を求めの件(内閣送付、予備審査)
○海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めの件(内閣送付、予備審査)
○船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めの件(内閣送付、予備審査)
○国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めの件(内閣送付、予備審査)
○観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めの件(内閣送付、予備審査)
○観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めの件(内閣送付、予備審査)

昭和三十年六月十四日【参議院】

○国際情勢等に関する調査の件(濃縮ウランの受入れに関する件)
○委員長(石黒忠篤君) それではただいまから外務委員会を開会いたします。千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めの件を議題といたします。本件について御質疑の御座いますか。順次御発言をお願いいたします。

○羽生三七君 この条約の内容的なことは別として、麻薬関係で今現在日本でどういふことが起つておられるのか、そういう現状についてお知らせを願えれば幸いですと思ひます。

○政府委員(下田武三君) 厚生省の係官を至急に今呼びますから厚生省の方から……

○委員長(石黒忠篤君) その他御質疑の方はございせんか。——ございせんでしたらば、ただいまの羽生委員長御質問について厚生省の方が御説明に来られるまでの間、これは一時中止をしておきます。

○委員長(石黒忠篤君) 次に、航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めの件を議題といたします。まず政府から提案理由の御説明をお願いします。

○政府委員(岡田直君) ただいま議題となりました航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めの件につきまして提案理由を御説明いたします。

○委員長(石黒忠篤君) 次に、航空業務の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第八号)の批准について承認を求めの件

ダとの間に航空業務に関する協定の締結のための交渉を東京において行なつて参りましたが、昨年末に至り交渉当事者間の意見がまとまらなかつたので、その結果に基づき、本年一月十二日にオタワにおいて、この協定が、わが松平大使とカナダのピアソン・外務大臣及びマラー運輸大臣との間で署名されるに至りました。

この協定は、さきに国会の御承認を得ました日米、日英、日タイ、日スウェーデン等の航空協定と同一の目的及び意義を有しておりまして、その内容も大差はございません。カナダは、サン・フランシスコ平和条約第十三条(b)に基き、暫定的にわが国乗り入れの一方的な権利をもつておりますが、この協定の締結により、わが国は、カナダとの関係においてこの片務的狀態を解消して、わが国の航空企業も、カナダの航空企業と平等の条件でカナダに乗り入れを行うことができるようになるわけでございます。

よつて、この協定の御承認を求めの次第であります。何とぞ慎重御審議の上すまやかに御承認あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(石黒忠篤君) 本件に対しまして質疑は次回に譲りたいと思ひます。

○委員長(石黒忠篤君) 次に、船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第九号)の批准について承認を求めの件

海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めの件

船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めの件

以上四件を一括して議題といたします。まず政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(岡田直君) ただいま議題となりました船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第九号)、海員の雇入契約に関する条約(第十二号)、海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)及び船員の健康検査に関する条約(第七十三号)について提案理由を御説明いたします。

船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約は、一九二〇年に国際労働機関、すなわち、いわゆるILOの第二回總會で採択された条約でありまして、その目的とするところは、船舶の滅失又は沈没により海員が失業した場合に、船舶所有者が船員の失業期間中、賃金と同じ割合で補償金を支払わねばならないと規定することにより海員を保護しようとするにありまして、次に、海員の雇入契約に関する条約

第四部

は、一九二六年にILOの第九回総会で採択されたものでありまして、主として海員の利益保護の見地から、船舶所有者と海員との間に行われる海員雇入契約の成立要件、契約内容を一定の規制の下に置くことを目的とするものであります。

次に、海上で使用することができ、児童の最低年齢を定める条約は、一九三六年にILOの第二十二回総会で採択されたものであります。この条約は、同じ名称を有する条約で大正十三年にわが国が批准したものの全文改正条約でありまして、その改正の趣旨は、前条約において十四才未満の者の船舶における使用を禁止していたものを十五才未満の者の使用禁止にまで及ぼすこととあります。

最後に、船員の健康検査に関する条約は、一九四六年にILOの第二十八回総会で採択されたものでありまして、その目的とするところは、健康証明書を保有する船員にのみ船舶乗組を認めることにより船員の健康を保護しようとするものであります。

以上四条約の目的とするところは、それぞれたゞい簡単明瞭に御説明申し上げましたとおりであります。これら条約の内容は、いづれもわが国内法において既に規定せられ実施されているところでありまして、従って、わが国がこれら四条約の当事国となることには、特に法律的の意義があるわけではございませんが、これらの条約を批准することにより、わが国が公正な国際労働慣行を遵守している実情を広く世界に知らせ、また、将来もそれを維持してゆくことを国際間に約束いたしますことは、ILO憲章の趣旨に沿った固

らお伺いいたします。これは別に予算措置を伴う必要はないのでございませうか、何かありましたか。

○政府委員(島津久大君) 三十年度の予算に組みましたのは七百万円、先ほど御説明申し上げましたように、予算に對しまして実際の支出はかなり下回っております。御説明を申し上げます。

○委員長(石黒忠篤君) 他に御発言はございませんか。——御発言もないようでございますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないものと認め、質疑は終了したものと決定いたしました。

○委員長(石黒忠篤君) 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に對し御質疑のおありの方は順次御発言を願います。——それでは私から一つ官房長に伺いたいと思つて、アジア諸国その他比較的小さい国に大使館を置くということにつきまして、あちらの相手国が希望をするからというて大使館をどんどん作るということとは、国内関係に見ましても、また出先の外交機関の他国との均衡等についてかなり慎重を要するのじやないかと思つて、これに關しまして外務省ではどういふふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(島津久大君) 戦前と戦後は各国におきましても、大使と公使の設置方針が逐次変つてきております。大使の幅が非常に広くなりまして、大使も公使もその格差というものが縮まるばかりでなく、各国におきまして今まで

は大國の大都に大使館を置くという考え方が、逐次小さい國であつても、その國との國際關係上、外交上必要であればどしどし大使を置くというふうに変つてきておるようによつて、アジア外交は最も重光外務大臣の重点とするところでありまして、戦後各種植民地であつたものが獨立をした國々からは、当初に御承知の通りに友好的な關係にございまして、そういう國々から、日本にも自分たちが大使を置くから日本からも大使館を設置してもらいたいという申し出があるばかりでなく、あるいは賠償の問題、あるいはその他の會議等におきましても、密接に連係してあります關係上、こういう方面に大使館を増置をしたいという考えから出てきたものでございまして、もちろん大使館を設置するについては慎重に検討いたしますことは御意見の通りでございます。

○委員長(石黒忠篤君) もう少し伺いたいのでありますが、外交團の關係におきまして、大使と公使の區別がなくなつたのでありますか、どうでありますか。

○政府委員(島津久大君) 區別はなくなつたわけではありません。ただいま政務次官から申し上げましたのは、戦前に比へまして大使館と公使館の比率が大使館の方が多くなつてきた、主としてそういう点を申し上げたのでございまして、現在主要な國が設置しております大公使館の比率を概略申し上げます。これに對しまして公使館が十六、イタリアは大使館が三十六に對しまして公使館が三十三でございまして、ドイ

ツは大使館二十八に對しまして公使館が二十七、フランスは大使館が五十七に對しまして公使館が十八、アメリカは六十八の大使館に對しまして公使館が九、イギリスは大使館五十に對しまして公使館が十四、大体そういうに戦前は大使館が非常に少く、従つて格が、何と申しますか、高かつたわけでありまして、それに比較いたしましたら、戦後は大使館の数が非常に多くなつた關係にございまして、ただ外交團ではもちろん大使の方が公使の方より優位にあるのは従来通りであります。

○委員長(石黒忠篤君) もう一つ伺いたいと思つて、わが國の大使、公使の人選の上におきまして、大使には

○委員長(石黒忠篤君) もう一つ伺いたいと思つて、わが國の大使、公使の人選の上におきまして、大使には

○委員長(石黒忠篤君) もう一つ伺いたいと思つて、わが國の大使、公使の人選の上におきまして、大使には

○委員長(石黒忠篤君) もう一つ伺いたいと思つて、わが國の大使、公使の人選の上におきまして、大使には

○委員長(石黒忠篤君) もう一つ伺いたいと思つて、わが國の大使、公使の人選の上におきまして、大使には

○委員長(石黒忠篤君) もう一つ伺いたいと思つて、わが國の大使、公使の人選の上におきまして、大使には

○委員長(石黒忠篤君) もう一つ伺いたいと思つて、わが國の大使、公使の人選の上におきまして、大使には

○委員長(石黒忠篤君) もう一つ伺いたいと思つて、わが國の大使、公使の人選の上におきまして、大使には

比較的老練の、従つて老令の人を出す
というよりなことに引退した
外交官が再び花を咲かせるといつたよ
うなことについて弊があるというよう
な考えもあるように思いますが、それ
らに關しまして外務省のお考えを伺つ
ておきたいと思ひます。

○政府委員(園田直君) 在外公館の設
置方針が変更されて、戦後植民地で
あつた小独立国に大使館を設置する
という観点から、大使の人選等につ
いてはまた慎重に考慮しなければならぬ問
題があると考えます。各方面から老令
の人々を採用して、そうしてこの増設
をした大使館等に埋めるのはよくない
という御意見等もございまして、そ
ういう点については外務省として十分注
意をいたしております。今までは大使
に出て行つた者が歸つて参ります
と、御承知の通りに大い休職となつ
たのでございまして、今後は以上のよ
うな観点から、この人事をやりますに
際しまして、老令の特殊な方を必要
とするのは、これはもつともではご
ざいまして、一般の人事の方針とし
ては少壮はつらつたる大使を採用
いたしまして、大使の職が終つて本省に
歸りました際には、再びまた一般事務
官としてどしどし職につけるような方
法でやりたいと考えております。

○委員長(石黒忠篤君) 私の質問はこ
れで終ります。

何か他に御質問がございせんか。

○梶原茂嘉君 小さなことですけれど
も、大使館に昇格することは政令で一
応実現しておるのですか。この政令
と、それからこの法律の關係はどうな
るのでしようか。政令で實質的に昇格
しておるのを形式的にこの法律で確認

するといふふうな形になるのでし
か。言いかえれば、戦前前の告示に相
当するようなのがこの法律である。実
質的な問題はこの政令でできるとい
うことになるのでしうか。

○政府委員(園田直君) 仰せのごとく
政令をもつて昇格ができるようになつ
ておりますが、それは政令で昇格をす
るのが當然の措置であるとは考えてお
りません。いわゆる法律によつて国会
の御審議を願つた上昇格その他をやる
のが当然ではございまして、閉会中そ
の他の事情でやむを得ない場合には許
されておる政令をもつて昇格する、こ
のようにやるべきものであると解釈
いたしております。

○梶原茂嘉君 そうしますと、政令で
一応昇格をした場合は、対外的にはそ
れで實質的に大使館になつておるわけ
ですか。

○政府委員(園田直君) そうでござい
ます。

○梶原茂嘉君 もう一つ別のことで
す。ヴェトナムは現在實質上南北に分
れておるわけですが、ヴェトナム
のわが方の公館は北部に対しては
はり公館としての機能を出して
おるのでしょうか。それとも南に
限られておるのでしょうか。

○政府委員(園田直君) 南部にのみ実
際上は仕事をやっておるような關係で
ございまして、北部に対してはラジオ
やあるいは新聞等を通じて特に残留邦
人の引き揚げ等に關しては連絡を
やらしてはおりますけれども、限られた
方々の御意見を聞くと、ラジオ、新聞
等がほとんどお耳に入っていないよう
な状態で、南部の方に個人的に連絡が
ついて、初めて日本の在外公館のいろ

○曾根益君 先ほど委員長からの御質
問に政務次官からお答えになつたので
ありますけれども、これは私は意見が
あつたことを言つて恐縮ですけれども、
アジアの新しい国との間には、先方の
希望があれば、日本は大使を交換す
ることもいいと思ひます。いいと思
ひますが、一方においては大使をふや
して、世間からみるといかに老朽外交
官の取替所みたいになつてはいかん
この御注意はきわめてごもつともだ
と思ひますが、また同時に、今政務次
官は若い清新はつらつたものを採用
して、歸つてきたら大いに事務に
なればならぬと思ひますが、それが
上は、やはり三級大使といつても、公
使クラスの大使といつても、一
ペん局長に直すなといふことは、
一体今までの官吏的な概念からい
つて、そういうことは實際断行しな
ければならぬと思ひますが、やるの
かないのか。歸つてきたからとい
つて、やはり大使として何々大使室
——何々大使室といふのが外務省に
なくさなくて、事実上局長にも使
えぬといふようなことでは、結局
点困るのじゃないですか。そういう

用はどういうふうな考へておられる
のですか。

○政府委員(園田直君) 大使をたく
さん作つて、老朽外交官を採用する
ことについては、すでに衆議院の方
でございまして、御注意をいた
だきました。また、實際上の問題
につきましても、個々に先輩の方
々から具体的に御指導をいた
だいておりますが、外国の例を
見ましても、大使といふもの
の考へ方を変えておりました、
よその國でも大使をやつた者が、
任務が終れば、またどしどし下
級といふか、一般事務官につ
く傾向をとつておりました、
すでにわが外務省におきましても、
大使ではございせんが、朝海、
木村、門脇、結城といふような
公使は歸つてきてから、また
事務官にあつてはそれぞれ業務
を割当て仕事をやらして
おりますが、今後はやはり
そういう昇格の經費を節
減して、各目上の榮譽的な
大使をあてる意味におきま
しては、やはりどんど
ん若手の大使を作つて、
歸つてきたら再びどしどし
平気で普通の職につ
けるような習慣を作ること
は困難かも知れませんが、
この際ぜひ皆さんの力を
かりましてもやりたいと
考へておる次第でござい
ます。

またそういう心組みでやつておられる
かどうか、その点をこれは技術的
の面から、何も政務次官に
聞く必要はない、實際の
面に當つては島津君にお
伺ひしたいと思います。

○政府委員(島津久大君) 給与の方
から申しますと、公使の本俸と
一般職の十五級あるいは十四
級の六といふ十四級の一番上
と、大差ない。實際上月五
千円も違わぬかと思つて
おります。

○小瀧樾君 今政務次官が言
われたのは、それじゃ全權公使
で欧米局長事務取扱といふ
ようなことではなしに、本式
にもう格下げしてもやつて
ゆこうといふところまでのお
考へでやりになるのかどうか、
念のために……。

○政府委員(園田直君) 將來は
そういう面から考へてお
ります。給与の面につきま
しても、そういう面から考
へれば在勤加給等をふや
して大使の給与の幅を
ゆるんと広げまして、
下の線を逐次繰り下
げてやるような方法
を考へておるかと
思ひます。

○小瀧樾君 非常にけつこうだと思
ひますが、今までは私、曾根君も同
意見と思ひますが、大使がふえ
るといふのは非常にいいので、
対外的な關係で非常に好都合
だと思ひます。ただその際
にあまり四等、五等大使が
できたからこつて格下げにな
つて、外務省の立場が困る
といふような意見もあつた
から私は承知してはいるので
すが、そういう考へでなしに、
多少月給が減つても資格を
上げてやり、また融通性
を持たせて、今政務次官が
おっしゃつたように、本省へ
歸つたら、今までのことを
言うのじゃないですか、

下げしても課長にでも局長にでも使
うという方針でぜひお願いしたいと
思っています。

○政府委員(園田直君) 御意見よくわ
かりましてございます。なお、私のた
だいまの意見は事務当局とも内々相談
しておるところでございます。

○鹿島守之助君 関連です。私、昨年
の秋ヨーロッパ、それからアメリカを
回ったのですが、受けました印象は、
ことに公使あたりには若すぎるのじゃ
ないか、参事官、公使等はつと若す
ぎるのじゃないか、大使が老朽とい
うこともありませうけれども、それほど老
朽ということよりも、シナのことわざ
に、年とつたラクダは十匹のロバより
もよい運ぶといふことがあるように
に、若いもの必ずしも優秀じゃない。
ことに日本におきましては約十年ほど
海外との交通が絶えたので、言葉だ
とか、外国語ですね、それから礼儀作法
だとか、そういうものでかなりギャッ
プがある。相当な年とつても優秀な人
は採用することが望ましいのじゃない
か、今の若い外交官、新進気鋭で、ま
あ日本で、国会あたりで暴れるのは
いかもしれないけれども、外交官とい
うのはよそでは大い公使が五十前
後、大使あたり五十こさなないのはい
くらいでしたが、戦後最近の平均の外
交官の、大使公使の平均年齢は今ど
くくらいになっているのでしよ。諸外
国のそれと日本の平均とちよつと聞き
たいのです。

○政府委員(園田直君) 諸外国と日本
の在外公館大使公使の平均年齢は今わ
かつておりませんから、あとで御報告
申し上げますが、やはり在外公館大使
公使等は専門的な、お仕事のことで

ございますから、一地に長く置いて専門
的な経験と並びにいろいろな国との特
殊関係を作るように考えております
が、小瀬委員や會務委員から御教授頂
いたのは、そういう意味ではなくて、大
使公使をたくさん作つて古い外交官の
失業対策的なようなことをするとい
う御注意だと私は考えております。な
いと思っております。

○鹿島守之助君 平均年齢一つ調べて
御提出願いたい。

○委員長(石黒忠篤君) 日本の方はす
ぐわかりませう。

○政府委員(島津久大君) 平均は計算
をいたしますけれども、外務省の大公
使の幅を大体申しますと、一番古い大
使が明治三十二年外交官試験合格芳
沢大使、一番若いところが昭和五年に
外交官試験を合格いたしました、これ
が公使の一番若いところで大体四十
七、八才、これが飛び切り若いところ
であります。

○委員長(石黒忠篤君) ただいま鹿島
委員の御要求はわかるだけ一つ何をし
ていただきたい。外国の年齢はちよつ
とむずかしいかと思ひますが、できる
だけ一つ、そしてお知らせを願いま
す。鹿島委員、それについて御意見の
ときに御発表いただいで、その材料
は……。御質疑はこの程度でよろし
うございませうか。ほかに御質疑ござ
いませうか。——御質疑がないようござ
いませうから質疑は終了したものと認
めてよろしうございませうか。

○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないと
認め、質疑は終了いたしましたものと決定
いたします。

○委員長(石黒忠篤君) 一番初めの問
題に戻りまして、これより千九百三十
六年の危険薬品の不正取引の防止に關
する条約の批准について承認を求め
るのに戻りまして、本件について御質疑
があつたのであります。ただいま厚
生省から市川麻薬課長において願いま
したから、羽生委員どうぞ。

○羽生三七君 私のお尋ねしたいこと
は条約の内容的なことじゃないに、こ
の条約の実体となる麻薬取締りの現状
です。一体日本ではどういふふうにな
つて犯罪がどの程度で、どういふ規
模のもので、どういふふうに取り締られ
ているのか、その大要だけお知らせ願
えればけっこうです。

○説明員(市川可知男君) ただいまの
お尋ねでございますが、わが国におきま
しては現在この麻薬取締りにつきま
しては厚生省の麻薬課が中心になりま
して全国八ブロックに取締りの出先機
関、麻薬取締官事務所というのござ
いまして、ここに百五十名の麻薬取締
官を配属いたしておるのであります。
なお、そのほかに各県に百名の麻薬取
締官を配置し、これらもつばら麻薬の
取締りに専念をいたしておられます。そ
のほかには警察官、税関、海上保安官、
鉄道公安官、その他の司法警察権を
持つてゐる職員が麻薬取締りに従事
してゐるのであります。お互いに緊
密な連絡をとりまして、麻薬の事犯の
絶滅を期しておるのであります。

○委員長(石黒忠篤君) 大體麻薬事犯で検挙した実績は昨
年、昭和二十九年におきましても送検
件数が千五百六十八件、送検の人員に
いたしまして二千三百三十九人でありま
す。で、これは国籍別にしますと、日
本人が千三百六十八人、中国人が二百

三十七人、朝鮮人が四百九十七人、そ
の他の外国人が三十七人、これは一昨
年に比べまして約五割の増加を示して
いるのであります。このように麻薬事
犯は検挙件数からみましても相当多く
なつております。
なお、この事犯の対象となります麻
薬の種類は非常に多いのであります
が、ヘロインがその八五%を占めるの
であります。このヘロインは国内で
はほとんど製造はされてない。従
ましてすべて外国から密輸されるもの
であります。航空機とか船、そ
ういふものによつて国内に運び込まれてお
ります。
なお、この国内に入りますヘロイン
の密輸量というものは、国内における
麻薬中毒者の消費量から比べてみま
すと、輸入価格にいたしまして約五十億
円、消費価格にいたしますとこの三倍乃
至五倍という価格の麻薬が国内へ入
つてきておるといふふうな考えられるの
であります。
なお、この入つて参りますルート
私どもが検挙いたしました事犯から推
定いたしますと、大體三つの系統に分
かれるのであります。一つは朝鮮か
ら入つてくる、一つは大陸から入る、
ことに香港経由で入る。それからそ
の他は南方地域から入つてくる、大體三
つの系統であります。現在最も多い
のは香港を経由してわが国へ入つて
くる密輸というものが最も多いのであり
まして、この密輸につきましては、先
ほど申し上げました取締り機関が相協
力して、国内に入らないよう努力を
いたしておるような状態でありませ
う。

○説明員(市川可知男君) 検挙件数は
ふえております。

○羽生三七君 検挙件数でなしに、実
際に、まあ検挙件数が実態的にそ
ういふ犯罪が増加しておるといふことと正
比例するわけですか。

○説明員(市川可知男君) そう思いま
す。

○羽生三七君 内容的にどういふ方面
に多く使われておりますか。

○説明員(市川可知男君) どういふ方
面かと申しますと……。

○羽生三七君 犯罪との実態に結びつ
けて考えるとどういふ方面に一番多く
入る……。

○説明員(市川可知男君) これはやは
りその中毒者に最終的にはよくわけな
んであります。中毒者に媒介してお
りますのは、たとえば医者とか薬剤師だ
とか、そういう正規の業者からゆくの
は非常に少ないのであります。大部分
が密輸ブローカー、密売者、そ
ういふものからゆくわけでありませ
う。うものはほとんど無職が非常に多いの
であります。大體検挙人員の半数は無
職という状況でございます。

○委員長(石黒忠篤君) 私一つ伺いた
い。栃木県あたりで栽培してござ
います。大麻が、むしろ広い意味の麻薬の原料
になると思つてあります。G、H、Q
の時代に非常にストロクトな規制を受
けてまして栽培上困つておつた。ただ
いまあれが原料になつて麻薬が作られ
るという事実はあるの、ございませ
うか。

○説明員(市川可知男君) ただいまの
御指摘は、これは大麻と申すのであ
りますが、これは麻の原料になる植物
であります。これは戦前はわが国
においては取締りをいたしておらな

い。……。

かつたのであります。これは大麻とい
うのはインド大麻のことであつて、日
本の大麻はインド大麻ではないとい
うような解釈で取締りをされなかつたの
であります。終戦後GHQによつて
インド大麻も日本の大麻も植物学上は
同じものである。従つて取締りをしな
ければならぬといふことで取締りの対
象になつたわけでありませぬ。現在も取
締りをいたしておるのであります。が、
その後占領当時と違ひまして、手続そ
の他を緩和いたしました。必要最小限
度の取締りにしほつてきていたのであ
ります。なお、この大麻による違反
であります。これはまだ日本人には
これをたばこにして吸ふといふような
習癖者はないのであります。しかし
外国ではこの習癖者が非常に多いので
ありまして、駐留軍等にこの習癖を
もつたものがいるといふ關係から、わ
が国における大麻違反といふのは、大
麻の栽培地から大麻を盗み出してたば
こに作つて、駐留軍に売りつけるとい
ふような事犯がございます。これは昨
年度の大麻違反が、送検いたしました
のが十六件、人員にいたしました十七
人あるのであります。この違反の内
容は不正所持が十人、不正取引が二
人、不正栽培が五人といふことになつ
ております。国籍別は、日本人が十二
人、朝鮮人が五人といふことになつて
おります。そういうような事犯がご
さいませぬ。ただし日本人自身がご
れをたばことして吸ふような習癖は
起つていない。なお、大麻にそのよう
な麻薬のような性質の成分があるかど
うかといふことにつきましては、実は
東大の附属機関に依頼いたしました研
究をしたのであります。が、やはり麻薬

と同じような麻酔性の物質がかなり
入つてゐるといふような中間報告を受
けてゐるのであります。
○委員長(石黒忠篤君) 他に御発言は
ございませぬか。——御発言もござい
ませぬようですから、質疑は尽きたも
のと認めて御異議ございませんか。
○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないも
のと認めます。
それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は賛否を明らか
にお述べを願ひます。——別に御発
言もないようですが、討論は終局し
たものと認めて御異議ございませんか。
○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないも
のと認めます。

千九百三十六年の危険薬品の不正取
引の防止に関する条約の批准につ
いて承認を求めの件を問題に供します。
本件を承認することに御賛成の方の御
挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(石黒忠篤君) 給員挙手でご
さいませぬ。よつて本件は全会一致を
もつて承認すべきものと決定いたしま
した。
なお、本会議における口頭報告の内
容及び議長に提出すべき報告書の作成
その他自後の手続につきましても、慣
例によつてこれを委員長に御一任願
ひたいと存じますが、御異議ございませ
ぬか。
○委員長(石黒忠篤君) 御異議ないも
のと認め、さきよりに決定いたしました。
それから報告には多数意見者の署名

を付することになつておりますから、
本件を承認された方は順次御署名をお
願ひいたします。
多数意見者署名
苦米地善三 小瀧 彬
野村吉三郎 鹿島守之助
大谷 賛雄 草葉 隆園
梶原 茂嘉 後藤 文夫
曾根 益 羽生 三七
○委員長(石黒忠篤君) 次に、商品見
本及び広告資料の輸入を容易にするた
めの国際条約への加入について承認を
求めるの件を議題といたします。
まず政府から提案理由の説明を聴取
いたします。
○政府委員(園田直君) たいだいま議題
となりました商品見本及び広告資料の
輸入を容易にするための国際条約への
加入について承認を求めるの件につ
きまして提案理由を御説明いたします。
この条約は、第七回ガット締約国団
会議において、一九五二年十一月七日
にジュネーブで作成されたものであり
まして、一九五三年二月一日から同年
六月三十日まで署名のために開放され
ましたが、その後は、国際連合事務総
長に加入書を寄託して加入すること
になつております。

この条約は、わが国が、さきに当事国
となつてゐる税関手続の簡易化に関す
る国際条約第十條の見本に関する規定
を拡充したものでありまして、商品見本
及び広告資料の輸入に関する規則を國
際的に統一し、もつて国際貿易の拡大
を促進することを目的としたものであ
ります。わが国は、この条約の当事国
となることにより、わが国の商品見本
及び広告資料に対し、他の締約国によ

る統一的な取扱を確保することがで
き、もつてわが国商品の海外進出と一
そのの国際貿易の振興をはかること
ができるわけでありませぬ。
この条約は、いまだ効力を生じてお
りませぬが、十五カ国の参加をま
つて、近く効力を生ずるものと予想され
ております。わが国といたしまして
も、以上に述べました利点を考慮に入
れ、この際この条約に加入し、商品見
本及び広告資料交流の分野における國
際協力の実を挙げることが必要である
と考えます。

以上の事情を了承せられ、慎重御審
議の上本件につきすみやかに御承認あ
らんことを希望する次第であります。
○委員長(石黒忠篤君) 本件に対し
する質疑は次回へ譲りたいと思ひま
す。
○委員長(石黒忠篤君) 次に、観光旅
行のための通関上の便宜供与に関する
条約の批准について承認を求めるの件
観光旅行のための通関上の便宜供与
に関する条約に追加された観光旅行宣
伝用の資料の輸入に関する議定書の批
准について承認を求めるの件
以上二件を一括して議題といたしま
す。
まず、政府から提案理由の御説明を
願ひます。
○政府委員(園田直君) たいだいま議題
となりました観光旅行のための通関上
の便宜供与に関する条約の批准につ
いて承認を求めるの件及び観光旅行のた
めの通関上の便宜供与に関する条約に
追加された観光旅行宣伝用の資料の輸
入に関する議定書の批准について承認

を求めの件につきまして提案理由を
御説明いたします。
この条約及び議定書は、国際連合主
催のもとに各年五月から六月にかけて
ニューヨークで開催され、わが国も代
表を参加せしめた国際会議において作
成されたものでありまして、わが国
は、各年十二月二日、特命全權大使沢
田廉三をして署名をいたさせました。
まず、前者の条約は、外国からの観
光客等、一時旅行者が携帯搬入する身
回り品、嗜好品、みやげ品の一定品
目、一定数量につき、再輸出を条件と
して、または消耗品の場合には再輸出
を条件とせず、免税輸入することを
当事国が相互に承認することを内容
としております。わが国は、この条約の
当事国になることにより、外国からの
観光旅行者に対し通関上の便宜を与え
得ることとなるため、わが国の観光事
業を發展させる上に大きな利益を受け
ることになります。
次に、議定書は、観光旅行等海外旅
行の奨励を目的とする無料配布用宣
伝資料を免税輸入すること、及び同目的
の無料展示用宣伝資料を、再輸出を条件
として一時的に免税輸入することを當
事国が相互に承認することを内容とし
ております。わが国は、この議定書の
当事国になることにより、これらの資
料を海外に向け容易に輸出することが
できるようになり、わが国への観光客
誘致運動を従来よりも一そう活発に実
施し得る利益があります。
よつて、この条約及び議定書の批准
につき、御承認を求め次第でありま
す。右の事情を了承せられ、慎重御審
議の上、本件につき、すみやかに御承
認あらんことを希望いたします。

を求めの件につきまして提案理由を
御説明いたします。
この条約及び議定書は、国際連合主
催のもとに各年五月から六月にかけて
ニューヨークで開催され、わが国も代
表を参加せしめた国際会議において作
成されたものでありまして、わが国
は、各年十二月二日、特命全權大使沢
田廉三をして署名をいたさせました。
まず、前者の条約は、外国からの観
光客等、一時旅行者が携帯搬入する身
回り品、嗜好品、みやげ品の一定品
目、一定数量につき、再輸出を条件と
して、または消耗品の場合には再輸出
を条件とせず、免税輸入することを
当事国が相互に承認することを内容
としております。わが国は、この条約の
当事国になることにより、外国からの
観光旅行者に対し通関上の便宜を与え
得ることとなるため、わが国の観光事
業を發展させる上に大きな利益を受け
ることになります。
次に、議定書は、観光旅行等海外旅
行の奨励を目的とする無料配布用宣
伝資料を免税輸入すること、及び同目的
の無料展示用宣伝資料を、再輸出を条件
として一時的に免税輸入することを當
事国が相互に承認することを内容とし
ております。わが国は、この議定書の
当事国になることにより、これらの資
料を海外に向け容易に輸出することが
できるようになり、わが国への観光客
誘致運動を従来よりも一そう活発に実
施し得る利益があります。
よつて、この条約及び議定書の批准
につき、御承認を求め次第でありま
す。右の事情を了承せられ、慎重御審
議の上、本件につき、すみやかに御承
認あらんことを希望いたします。

を求めの件につきまして提案理由を
御説明いたします。
この条約及び議定書は、国際連合主
催のもとに各年五月から六月にかけて
ニューヨークで開催され、わが国も代
表を参加せしめた国際会議において作
成されたものでありまして、わが国
は、各年十二月二日、特命全權大使沢
田廉三をして署名をいたさせました。
まず、前者の条約は、外国からの観
光客等、一時旅行者が携帯搬入する身
回り品、嗜好品、みやげ品の一定品
目、一定数量につき、再輸出を条件と
して、または消耗品の場合には再輸出
を条件とせず、免税輸入することを
当事国が相互に承認することを内容
としております。わが国は、この条約の
当事国になることにより、外国からの
観光旅行者に対し通関上の便宜を与え
得ることとなるため、わが国の観光事
業を發展させる上に大きな利益を受け
ることになります。
次に、議定書は、観光旅行等海外旅
行の奨励を目的とする無料配布用宣
伝資料を免税輸入すること、及び同目的
の無料展示用宣伝資料を、再輸出を条件
として一時的に免税輸入することを當
事国が相互に承認することを内容とし
ております。わが国は、この議定書の
当事国になることにより、これらの資
料を海外に向け容易に輸出することが
できるようになり、わが国への観光客
誘致運動を従来よりも一そう活発に実
施し得る利益があります。
よつて、この条約及び議定書の批准
につき、御承認を求め次第でありま
す。右の事情を了承せられ、慎重御審
議の上、本件につき、すみやかに御承
認あらんことを希望いたします。

○委員長(石黒忠篤君) 以上両件に對しまする質疑は次回に譲りたいと存じます。

○委員長(石黒忠篤君) 次に、國際情勢等に関する調査を議題といたします。

本件につきまして、昨日外務当局にいろいろ御質問いたしましたのでありますが、その際、時間の都合上、委員長は岡田委員の御質疑がおあつたようでありましたが、打ち切りをいたしましたし、羽仁委員から新たに質疑をいたしましたという申し出がその後ございました。この際、御質問を願いたいと思ひますが、両君御欠席でございます。

○羽生三七君 岡田君の真意を曲げるといけませんから。

○委員長(石黒忠篤君) それでは、岡田君は間もなくみえるのでありますから、それまで待ちたいと思ひます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(石黒忠篤君) 速記を始め

これより國際情勢の調査に關しまして、羽仁委員から御質問がござい

○羽仁五郎君 昨日伺いましたところによりまして、衆議院では外務大臣は、議員の質問にお答えになりまして、濃縮ウランニウムの受け入れに關する正式調印は、ゼネバの會議の後にせられたという學術會議の意向を尊重せられたという御趣旨の御答弁がありました。ところが昨日の本委員会にお

きましては、政務次官より、仮調印はおそらくはゼネバの國際會議以前にならざるというお答えがあつたのであります。この二つのお答えというものが、もし政府が良心的にお考えになつておれば、どういふふうにかつてこれを解決せられたらよろしいのですか。國會を愚弄せられるといふふうなことは毛頭ないことだと思ひますが、もう少し詳しく御説明が願ひたい。特に仮調印といふこととそれから正式調印といふことは、昨日の御説明では技術上いろいろこまかいことがあるので、正式調印はあつた。そういうことで、もしあるならば、すなわち、その本質的な点においては、仮調印において本質的なことが決定されると思ひます。ですから、いろいろこまかい点などについてはゼネバ會議の後になる。本質的なことについてはゼネバ會議の前にやつてしまふということになるので、學術會議のせつつかの御決定というものを政府がまつたく無視されるということになる。従つてなぜそういうことを政府がなさろうとするのか、その根拠を伺ひたいと思ひます。

それでは申し上げるまでもなく、外務省ではすでに十分に御苦労になつておられることとす。本日はなんでも、日米安保條約その他急がれたために、後日に至つて取り返すことのできない問題が多々起つておられるので、濃縮ウランニウムの問題についても、すでによく政府でも御了承になつておられることが、後日にかに國家及び國民の利益を害することになるかという点については、慎重にお考えになる理由があると思ひます。しかもゼネバ會議前

に仮調印をしないことによつて、わが國なり、わが國民なりの失うところはほとんどないだらうというところは専門家の承認せられるところでもあるので、私はこの際むしろそうした三百代言的な態度を一擲せられて、この仮調印といふものと正式調印といふものこととを分けて、國民の注目をそらすといふことをなさらないで、その本質的な意味を含むような仮調印といふものも、やはりゼネバ會議において十分にいろいろな諸般の事情を研究せられた上で、万遺漏のない措置をとられると思ひますが、まずこの点について一つ慎重なお答えをいたしておきたいのです。

○政府委員(岡田直直君) 仮調印と正式調印の問題でございますが、仮調印は御承知のごとく憲法第七十三條の二によつて政府の事務となつておるところでございます。仮調印はあくまでも効力は生じないものでございます。従ひまして、政府としては五月二十日の閣議了解に基いて、適當な条件のもとに米國政府とすみやかに交渉したいというところでございまして、アメリカの議會でも大統領宣言に基く原子の平和利用の方針に従つて、できるだけ日本の方で準備ができれば、これを進めていきたい、かような意圖を持つておられるのでございまして、われわれの方としてできるだけ早く交渉を進めたい、こういうわけで仮調印の運びになつて事務的な問題はわかりでなく、いろいろの問題等においでいろいろな検討その他がございまして、見通しとしてはゼネバの會議よりもあとに

なるのではなからうかというふうな見通しをしております。

○羽仁五郎君 お言葉とも思はないのですが、この仮調印が効力を持たないものであるといふふうにおつしやいますけれども、しかし國際上の儀禮として、仮調印が効果のないものである、従つて正式の調印の場合に、仮調印が全くくつがえされることのあるのだといふふうな考えで仮調印をなさることには、わが國の外交を担当せられる當局のなさるべきこととやありません。われわれはアメリカに對しても、やはり正々堂々と信義を重んじた態度をとるべきであつて、対米依存ということを脱却せられなければならない。と同時に、しかしアメリカに對して信義を重んじないような、仮調印は効力は持たないのだというふうなことで、仮調印をお進めになるならば、アメリカの議會に對してもこれは非常な失礼といふことになるのじゃないか。仮調印は効力のないものだから、それでやつてよろしいんじゃないか。これを政務次官ともあろう方が日本の國會におつしやるならば、アメリカの國會に聞えたらどういふことになるか。私はそういうふうなお言葉でなくて、やはりただいまおつしやる御趣旨といふものは、その學術會議そのほか世論、あるいは國會の慎重な審議といふものを尊重せられるという意味で、現在は単に一応のことをやるというふうな意味におつしやるのだといふふうにおつしやりますが、それならば、仮調印といふふうな形式までおつしやらない方がよろしいのじゃないか。アメリカの國會、アメリカの議會の御都合というふうなこともありません。

しようけれども、しかしわれわれがそれに対して最高の敬意を払うということであるならば、やはり日本の世論といふもの及び國會の決定といふものを尊重して、それに従つて、できるだけ早いことを希望されるにしましても、それにまだ遺漏があるのに、アメリカの議會に對して行動をとられるようなことをこちらがするといふことは、これはどうしても私は納得するということではできないのです。もう一度その点についてお考えを願ひわけにいかないでしようか。十分これは昨日も、政務次官は本委員会の討議の模様をお聞き下すつたと思ひますが、曾希委員の御質問に答へられて藤岡参事人からの御意見も、現在急がなければならぬといふ理由がないといふことを繰り返して申しておられたわけで、仮調印は効果がないものだから、やつてもかまわないといふふうなことでなく、もう少し慎重な態度を、お考え直しを願ひたいといふわけにはいかないでしようかどうでしようか。

○政府委員(岡田直直君) 仮調印は効力がないから勝手にやつてもいいといふ意味のことを申し上げたのではなく、仮調印と正式調印の關係を申し上げただけでございます。仮調印は權利義務が発生しないので、國會の承認を受けなくても憲法で委託をされておるから政府ができるという意味の發言でございます。政府といたしましては、濃縮ウランの問題は、他の國々との關係等も考へまして、非常に遅れておりますので、一日も早く受け入れたらいいというのが政府の基本方針でございます。そういう意味から今日の仮調

印という問題が出てきておるわけでございます。

○羽仁五郎君 権利義務が発生しないというふうにおっしゃいますけれども、しかし事実上においては、そこからやがて権利義務が発生するのです。その端緒をなすことはいくらでもないことであると思ふ。そういう形式論理といふか、はなはだ失礼な言葉でもありますが、民間でそういうことをいわれる三百代官といふふうに一般にわれわれは言いますが、そういうふうなことでこの重大な問題を扱われる、濃縮ウランの受け入れは石炭を買うくらいのものだなんといふことを閣僚が放言せられたといふことを新聞でも読みますが、そういう簡単な問題ではありませぬ。重大な問題であるといふことは昨日の本委員会の討議の場合にも繰返しいろいろの方から申されたことでもありますから、今のような点は一つお考え直しを願ひたいのです。それで急ぐことはもちろんですが、先へ行ってすぐ行き詰つてしまふような急ぎ方を現在すれば、急がば回れといふことでもあります。急ぐためにかえつて先へ行って、将来の発展といふものをばばんでしまふようなことになるといふことは政府の毛頭意図せられるところではないと思ひます。私は政府のお考えになつておるところも十分考えましても、どうしてもこの際セネバ会議前に、今月中旬以降に仮調印をなさるといふ点についてはお考え直しを願つておきたい。どうぞこれはお願いしておきます。

○羽仁五郎君 権利義務が発生しないというふうにおっしゃいますけれども、しかし事実上においては、そこからやがて権利義務が発生するのです。その端緒をなすことはいくらでもないことであると思ふ。そういう形式論理といふか、はなはだ失礼な言葉でもありますが、民間でそういうことをいわれる三百代官といふふうに一般にわれわれは言いますが、そういうふうなことでこの重大な問題を扱われる、濃縮ウランの受け入れは石炭を買うくらいのものだなんといふことを閣僚が放言せられたといふことを新聞でも読みますが、そういう簡単な問題ではありませぬ。重大な問題であるといふことは昨日の本委員会の討議の場合にも繰返しいろいろの方から申されたことでもありますから、今のような点は一つお考え直しを願ひたいのです。それで急ぐことはもちろんですが、先へ行ってすぐ行き詰つてしまふような急ぎ方を現在すれば、急がば回れといふことでもあります。急ぐためにかえつて先へ行って、将来の発展といふものをばばんでしまふようなことになるといふことは政府の毛頭意図せられるところではないと思ひます。私は政府のお考えになつておるところも十分考えましても、どうしてもこの際セネバ会議前に、今月中旬以降に仮調印をなさるといふ点についてはお考え直しを願つておきたい。どうぞこれはお願いしておきます。

○政府委員(河崎一郎君) 現在アメリカ側と交渉いたしておられます協定の内容の主たる点は、実験用の原子炉に對するアメリカの技術援助でございます。それに伴うその実験用の原子炉で用います燃料でありますところの濃縮ウラニウムを六キロ程度アメリカから貸与を受けるといふことが主眼でございます。

○羽仁五郎君 その仮調印としてお考えになつておるようなものの案文のよりのものはまだできておいでにならぬのですか。その大體の輪郭だけでももしお示し願へるならば、それを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(河崎一郎君) 目下まだ案文の細目はアメリカ側と協議中でございまして、協議がまとまれば発表できると思ひますが、今の段階ではまだ交渉中で、字句の修正その他もございまして、まだ協定全文は確定いたしておりませぬ。

○羽仁五郎君 その根本的な趣旨が何点かあると思ひますが、こまかい字句の修正などについて伺ひたいと思つておるのではないので、その原則的な点で、それ、そういう点はこの点とこの点とこの点といふようなものはあるのじゃないか。それはこの本委員会に要求があれば御説明になるのが当然だと思ひますが、どうぞよろしく。

○政府委員(河崎一郎君) 目下交渉中の協定の内容は、ただいま申ししまするように、濃縮ウランを、実験用の原子炉のために六キロのウランを受け入れる、貸与を受けるといふこと、この協定の期限が五カ年であるといふこと、それが主たる点でございます。

と、それが主たる点でございます。

○羽仁五郎君 もう少し詳しく御説明になるのが私は当然だと思ひますが、しかし今おっしゃつておる中にも、権利義務に關係してくる点があるのではないか。現にその貸与を受けるとすれば借り料を払わなければならぬ。借り料を払ふとすればやはり国民の税金からそれを払わなければならぬといふことは明らかであると思ふ。またその貸与を受けたものは、あちらにもあるこちらにもあるといふもの、貸与を受けるのではないのですから、その貸されたものの貸与を受ければ、慣例といふものもあるし、また国内においても立法しなければならぬといふことも起つてくると思ふ。そうすれば国民の権利を制限しなければならぬといふことも起つてくることは当然でしよう。その国民の税金に關する点、及び国民の権利に關する点、それらの点を含んでいふといふふうにおっしゃられるのですかどうですか。

○政府委員(河崎一郎君) 協定文はアメリカとトルコの間で結ばれた協定がいわゆるスタンダード・アグリメントになつておりました。それがいわゆる標準型でございまして、自來トルコ、イタリア以下ですでに入力国は調印いたしておられます。また今明題中にさらに十カ国が同様の協定をアメリカと調印するのをごいしますが、これらの國々とアメリカとの協定はほとんど全部このトルコ・アメリカ協定と内容は同一でございます。従ひましてトルコ協定の案文は皆さんのお手元に差し上げておるのをごいしますが、ウランの賃借料につきましては、目下アメリカ側に幾らであるかといふことを聞いて合せてございします。

○羽仁五郎君 私の申し上げておるの、實質的に国民の権利義務に關係があるといふことを申し上げておる。今申し上げた点は、その濃縮ウランを借りることについて予算の支出を伴わないう、それからそういうものを借りることについては国民の権利を制限しなければならぬといふ立法の必要はないといふふうにお考えになつておられるか、この二点をほつきりお答えを願ひたい。税金、予算の支出といふものは要しない、国民の権利は制限しないといふことであるならば、先ほどの御説明を一応納得する。こういう程度の話し合ひであるといふことになるかもしませんが、先ほどの御説明でも、国民の権利義務といふものと直接關係がないからとおっしゃつておられますが、實質的にはそういう關係があるのではないか。それはないといふふうにおっしゃることはできますか。予算の支出を要しない、また国民の権利を制限しないといふふうにはつきりおっしゃることができるのかどうですか。

○政府委員(河崎一郎君) トルコ・アメリカ協定を見ましてもわかるのでございしますが、現在交渉いたしておる協定によりましては、現行の日本の法律ですべてが律せられるのでありまして、新たな立法措置を必要としないのでございします。その点はほつきり米側も明言いたしておられます。それから将来実験用なりウランを購入あるいは貸与を受ける場合の財政負担につきましては、先方と賃借料その他を確かめた上で、財政的負担が必要であればもちろん国会の承認を求めたいと思つております。

○羽仁五郎君 その予算の支出を要するといふことは明らかでございしないでしょうか、初めからね。ただで借りるのではないでしようから。そうしてそれを幾らで借りるかといふようなことについてはまだ明らかでないかもしませんが、しかし国民の税金を使うといふことは最初から明らかなんです。従つてその仮調印といふものは、先ほど政務次官が御説明になつたような意味で国民は納得することはできません。議會の予算審議權、あるいは国民の税金に關する権利義務といふものを、形式上は別としまして、實質上は踏みこむものと云わなければならぬ。それから第二に、立法措置を要しないといふふうには政府はほんとうにお考えですか。

第一の点は、予算の支出を要することが明らかであるようなものを、さつきおっしゃるような意味において仮調印することができるといふか。それから第二に、立法措置といふものを絶対要しないといふことを確言せらるるかどうか。もし、将来それがそうでなかつた場合においては、どういふ責任をおとりになるか。

○政府委員(河崎一郎君) この協定調印の結果、新たな立法措置を要しないことは先ほど御説明申し上げた通りでございます。

それから財政的負担につきましては、原子炉購入については本年年度の予算にも一応原子炉予算は通産省についております。その範囲でできますものか、あるいはさらに値段を確かめた上で、その範囲でできますか。

はいいですし、もしできなければ明年度の予算を請求いたしたいと思つておる次第であります。

○羽仁五郎君 予算の点は、やはり実質的に新しい予算支出を要するので、すから、私は仮調印というものが、さつきおつしやるように、政府の行政権の範囲内で行われ得るものとは考えません。そこで、今まで伺つておるような予算に關する御説明というものは、予算についての正しい考え方ではないと私は思ふ。しかし、特に問題になるのは、立法措置が必要でないという考え、それではどういふ既存の法律でまかなわれるつもりですか、それを伺つておきたい。

○政府委員(河崎一郎君) どういふ法律というのには、もう少し具体的に……どういふ問題を規律するためかどうかという法律が必要かという御質問でございましょうか、その点少し御説明願ひたいのでございませう。

○羽仁五郎君 アメリカとトルコとの協定などにも現われていますが、一々それによるまでもなく、アメリカの原子力法に基きましてもそうでありませうが、二つの点で私は立法の措置が必要であらうと思ふ。第一は、これは軍事的に用いられない、借り入れられた濃縮ウランが軍事的に利用されないという、明らかな安全の措置をするためには、やはりそれに対する立法が必要で、法的な保護が必要であります。

第二は、やはり原子力法にも述べられておられますように、その貸与せられた濃縮ウランその他のものを確保しなければならぬ。それがなくなつたり、あるいはよそに、許可されていぬ人の手に渡つたりすることを防が

なければならぬ。つまり盗まれることを防がなければならぬ。それについてのはやはり立法措置が必要である。私はこの二つの点について現在日本にありませういかなる法律によつてこの二つがまかなわれるか、私の研究した限りでは、この二つをまかなひ得る法はないように思ひます。政府は、その二つの点については、今までは、何の法律によつてそれをまかなわれるつもりでありますか。

○政府委員(下田武三君) 予算の点と立法の点を問題にいたしました。第一の予算の点につきましては、おおよそいかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはないと思ひます。これは国家活動でございませうから、たとえて申しますと、先般御承認を願ひました文化協定のごときですらも、教授、学生を交換いたしますることにありますと、やはり予算が要るわけにございませう。しかし、これは外務省の経費に入つてゐるものもありませんし、また将来大きな経費を要します場合には、特に予算として計上いたしましたし、国会の御承認を得ればよいといふ關係になつておられます。しかし、これは協定が発効いたしましたして、国家間の権利義務となつて初めて必要に相なるわけでありませう。

そこで、先ほど政務次官が申し上げましたように、憲法は、条約を締結するに於いて国会の承認を求めざることを必要としたしてあります。条約を締結すると申しますことは、その条約が日本国を拘束するということにございませう。そこで仮調印と申しますのは、交渉当事者が、当事者の間ではこゝろいふように内容をきめましたといつて、そ

の重奨のためにサインするのでありませう、まだ国家を縛るに至つていないのであります。でありませうから、この協定ができて、いよいよ国が拘束を受け、財政義務を現実負担するといふときに、国会は承認権を持つておられるわけでありませうから、死活的権利を持つておられるわけでありませう。その段階に至ります前に政府部内、あるいは交渉当事者限りで、将来発効するかもしれない内容は一応こうしましよと定めませうことは、これは完全に行政権の範囲内、憲法第七十三條第二号に申します外交案件の処理に属するものであります。その外交案件を処理しましたものを生かすか死なすかという活殺の権を国会がお持ちになつておるのでありますから、その間に国会が態度をおきめ下さつていいと思ひのであります。ただいまの段階はさういふ段階ではないのであります。

第二の立法の問題であります。これは御指摘になりました軍事的の使用禁止、これは日本のたゞいまの国の建前として、さういふものを平和的にしか利用しないといふ大方針でございませうから、これは事実それを軍事的に使用しなればいのでありませう、何らこれを禁ずるための法律を設ける必要はないと思ひます。またセキユリティの問題、これは、まわりの人がそのために放射能を受けてけがしたりしないといふ意味のセキユリティは、これはまわりの者が注意すればよろしいのであります。つまり、これは官庁の場合には、官庁の物品取扱者といふものがございませうし、民間会社でもやはり物品の取扱ひの取締り者といふものがございませう。また、これが盗まれたり

何かしなうにしようとするという点は、これは、人の物を盗めば刑法の窃盗罪に該当するわけにございませうから、こゝろいふように一々調べてみますと、トルコとアメリカとの協定で規定されたような事項を国内的に実施するにつきまして、何らの立法措置を要さないで、現行法ですべてまかなえるといふのが政府部内の結論になつておられます。

○羽仁五郎君 今政府のお考えになつておるような仮調印が、今御説明になつておるような意味において政府の行政権内で行えるものかどうかといふことについて御説明ですが、その御説明の御趣旨に従ひますと、もし正式の調印を国会が否決をした場合には、外務省はさういふ責任をおとりになるのか、それを伺つておきたいと思ひます。しかし、これは外務省がさういふ責任をおとりになるかといふだけの問題ではないと思ひます。これは、もう条約局長はよく御承知のことだと思ひます。憲法において究極の点が明らかにされてゐるといふように考えることはできない。すなわち、もしも条約といふものを政府が結んだ、それが国会において承認が得られなかつたといふ場合にはどうなるのかといふことは、サンフランシスコ条約の討議の当時からなかなかこれが決定せられぬ問題であつて、國際的儀禮といふ点から申せば、国会がこれを否認するといふことは容易でないことでは、従つて国会としては、せつかく國際的に話し合ひのできたものを日本の国会が承認を与えないといふことは容易でないことでは、従つて、国会としては、相当問題があるけれども、國際的にある程度まで

話し合ひの進んだものだから承認をしようといふことにならざるを得ないのです。事実上これは憲法においても、その条約とそれから憲法及び法律といふのが優先するからといふことが明らかになつていませうから、従つて条約が優先するといふよりも解釈できるし、憲法及び法律が優先するといふよりも解釈できるし、それについては定説もないし、明らかな解釈もないのですから、さうならばどうしてさうなつておるかといへば、やはり國際的な取りきめといふものは、わが憲法及びわが法律といふものに明かに違反するものなかり取りきめをなせるような相議をなせるはずはないし、従つて国会がそれを承認を与えないといふこともないだろといふ希望のな考え方の上に立つて今まで運ばれてゐるんです。しかし今回のような場合には、あるいはそれが明かにわが憲法あるいはわが法律に触れるといふことではないかもしれないけれども、しかし國の外交の方針として、あるいは國の學問、技術の發達という面から、場合によつて正式調印という場合にそれが国会の承認を得られないといふことが起るかもしれない。起つた場合にはあるいは日本の外務省は責任をおとりになる、日本の政府が責任をおとりになるつもりがあるか否か、今から仮定の問題だからわかりませんが、かりにおとりになつたとしてしましても、國際的にはあまり好ましいことぢやない。さういふアメリカと話の進んだものを日本の国会が否認するといふことになつては好ましくないこと

何かしないようにするといふ点は、これは、人の物を盗めば刑法の窃盗罪に該当するわけにございませうから、こゝろいふように一々調べてみますと、トルコとアメリカとの協定で規定されたような事項を国内的に実施するにつきまして、何らの立法措置を要さないで、現行法ですべてまかなえるといふのが政府部内の結論になつておられます。○羽仁五郎君 今政府のお考えになつておるような仮調印が、今御説明になつておるような意味において政府の行政権内で行えるものかどうかといふことについて御説明ですが、その御説明の御趣旨に従ひますと、もし正式の調印を国会が否決をした場合には、外務省はさういふ責任をおとりになるのか、それを伺つておきたいと思ひます。しかし、これは外務省がさういふ責任をおとりになるかといふだけの問題ではないと思ひます。これは、もう条約局長はよく御承知のことだと思ひます。憲法において究極の点が明らかにされてゐるといふように考えることはできない。すなわち、もしも条約といふものを政府が結んだ、それが国会において承認が得られなかつたといふ場合にはどうなるのかといふことは、サンフランシスコ条約の討議の当時からなかなかこれが決定せられぬ問題であつて、國際的儀禮といふ点から申せば、国会がこれを否認するといふことは容易でないことでは、従つて国会としては、せつかく國際的に話し合ひのできたものを日本の国会が承認を与えないといふことは容易でないことでは、従つて、国会としては、相当問題があるけれども、國際的にある程度まで

エジプト等でありまして、全部で大体十八カ国であります。

○羽生三七君 近く結ばれようというこれらの国々は、大体今日日本と時期的に同じころということはいわれたのですが……。

○政府委員(河崎一郎君) 昨日のワシントンからの通報によりますと、大休今、明週中ということでありまして、

○榎原茂憲君 先ほどの羽仁さんの御質問に關連するのですが、仮調印と正式調印との關係です。政務次官お話のように、仮調印には兩國政府の一応の話し合いがあつて、仮調印がすぐに政府自体を拘束するものじゃない。これは当然そうであらうと思つたのです。正式調印があれば政府はそれによつて拘束される。今度は仮調印と正式調印との二段がまゝになつてゐるのですが、

アメリカの國會との關係ですね、事を急ぐのは、アメリカの國會の会期の關係に關連するということをお聞きしておるわけなんです。そうしますとアメリカの國會では今回の仮調印を基礎にして、それに対して承認を与える、こういうことになるのですか、どうなのですか、その点ちよつと条約局長に。

○政府委員(下田武三君) 米國の方ではこの協定をアメリカの國會に提出して、その承認を求めるとは必要になつておりません。ただインフォーマーシオンとして書類を見せるというだけの話でありまして、見せるためにはまあ内容がとにかくまづいなければなりませんので、一応イニシアルしたものをお見せする、そういう關係になつております。それで仰せの通り、アメリカの議會の会期だけの關係でアメリカ側が非常に急いでおるわけ、

ただいま局長が申しました十八カ国が今、明週中にやろうというの、やはり全部アメリカの會期の關係で急いでいるわけです。

○榎原茂憲君 そうしますと、正式調印後もアメリカ國會としては承認するしないの問題はないわけなんです。

○政府委員(下田武三君) 仰せの通りでございます、ございませぬ。

○羽仁五郎君 さつき総理大臣あるいは外務大臣から伺いたいと思つた問題なのですが、これは今お答えを願えればその方がなおいと思つたのです。二点であります、それは今お進めになつております濃縮ウラン受け入れに關する交渉の間に、濃縮ウランの受け入れは日本はアメリカからだけではなく、ほかからも受け入れるということができるといふようなことが明らかになつておられますかどうか。そしてそれが議事録の上でなり何なりにおいて、あるいはさらに願わしくはその仮調印せられます文書の上にそれが明らかになつておられるのでありませうかどうか。

それから第二点は、この濃縮ウラン受け入れに關しまして、日本国内において秘密保護立法、つまり刑罰を伴うようなそういう立法をしなければならぬといふことは全くないといふことは、やはり交渉の過程において明らかになつておられますか。そしてそれが議事録なり何なりにおいて記録されておられますか。あるいはさらに望ましくは、それが仮調印せられます文書の上に、トルコなどの場合と違つて、そういう点が明らかにされるのでありませうか。その点についてお答えが願えれば伺つておきたいのです。

○政府委員(園田直君) ただいまのお尋ねの点は両方とも議事録その他のことに書く必要のないこととございまして、第一も、第二番目の立法の問題も……。第一のアメリカと協定を結んでも他国から受け入れてもいいかといふことは、これは当然のことだと考へておるばかりでなく、ただいままでの交渉の過程に向うの意思は明確になつてゐる問題でございます。

○羽仁五郎君 これは私が今伺つた二点とも、それについてのお話し合ひはあつたのですか、そうして日本からそれを尋ねたことに対して、向うから正式にそれらの必要がないといふ答へがあつたといふことなんですか、これは議事録に載せる必要がない。あるいは仮調印せられる文書に載せる必要がないといふようにお考へになるのは、私はどうかと思つたのです。これは当然のことのようでありませうけれども、しかしながら、外國の場合には先ほど申しましたように、トルコその他の場合には国内にそういう秘密保護立法があるでせう。日本の旧刑法第八十五條以下のような、それに類似したような法律があるのですから、日本にはそういう法律がないのですから、まかなえる法律がないといふことをアメリカは十分に知らないかもしれない。そのときによく調べてみたら、日本にはまかなえる法律がないやうだといふことになつたら、それでは日本はやらなければならぬといふことになつておると思つたから、そういう疑念の問題がある、コントロヴァーシのありは、私はさらに願わしくは正式な文書な

りにそれが記されてゐることが望ましいことであると思つたので、ただいまのように当然のことであるから必要ないといふことは御再考願いたい。

○政府委員(園田直君) ただいまのこととは当然のことであると解釈しておるばかりでなく、ただいままで交渉経過中の向うの説明にその点は明確になつておりますし、文書の公開はしておりませんが、こちらはいろいろな説明あるいは意見の交換等は文書に残しておりませぬので、それをさらに議事録なりその他に書くことは不要だと考へております。

第二番目の立法の問題は、わが國独自の見解からそういう必要が出てくるようなことがあれば別でございますが、向うからはその点もはつきりしております。

○羽仁五郎君 しかしこれは両方とも大切な問題で、そうして外國の場合と日本の場合と違ふ点もあつた、それから國民がそういう点について心配してゐることは、政務次官もよく御承知の通りですから、単に口頭でそういう話が出たという程度だけでは私は十分ではないかと思つた。そういう点ももう少し明らかに証拠を残して、記録を残しておかれることが必要ではないか。それは日本側だけの記録であつては、単に口頭で述べられた雑談であつたといふふうなことになる、ましてはそれだけのことで、そういうことではないようにしていただきたい。

○委員長(石黒忠篤君) それでは本日はこれをもって外務委員會を散会いたします。

午後零時二十八分散會

昭和三十年六月十七日印刷

昭和三十年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局